

10/11
(水)

(開廷時刻)

福島原発避難者訴訟 第26回裁判

結審

とき **13:30**

ところ **福島地方裁判所いわき支部**

弁護士と3人の原告が最終陳述を行います

行動参加のみなさんへ

- ・11:00より「飯野八幡宮 会館」で結審日の決起集会を開催します。
- ・昼食の時間をとってあります。
- ・昼食持参で行動に参加してください。

原発事故が起きた翌年、2012年12月3日。
 私達は全国初の原発事故避難者が集団で東京電力を訴える訴訟団として、福島地裁いわき支部に裁判を提訴しました。
 あれから5年10か月。いよいよ結審の日を迎えます。
 私達は、すでに7回の提訴行動を実施し、その原告数は、224世帯670人となりました。
 (2017年9月12日現在)

原告団は、双葉郡8町村と南相馬市小高区、川俣町山木屋地区の住民が、それぞれ原発事故で理不尽にふるさとを追われ人生そのものが崩壊してしまった悲劇と苦しみと怒りをこのまま何もせず泣き寝入りすることなく、弁護団と共に正に正義の司法判断を仰ぐことで、東京電力の企業責任をしっかりと追及することを目的として闘って来ました。これまでの道のりは大変厳しいものでしたが、全国からの激励と支援の力に支えられて、私達も頑張ることが出来ました。心からの感謝の気持ちでいっぱいです。

ありがとうございます。
 今回は、第1陣(1次、2次原告)の結審です。そして来年3月22日に判決日を迎えます。なお、裁判は第2陣(3次、4次、5次、6次原告)第3陣(7次原告)と続きます。どうぞ今後とも、皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

福島原発避難者訴訟原告団
 事務局 金井直子



8月2日(水) 原告団避難者訴訟のデモ行進と報告集会の様子です

今後の裁判予定

判決日
2018年3月22日

原告のみなさん! 支援者を誘って参加しましょう!

連絡先 ■ ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団・広田次男法律事務所 0246-24-2340
 原告団長・早川篤雄(楡葉町) 090-2362-1432

原発事故の完全賠償をさせる会/元的生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団
 〒973-8402/いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内/TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771